

令和2年5月1日

保護者の皆様
(旭川市放課後児童クラブを利用していない児童)

旭川市長 西 川 将 人
(子育て支援部こども育成課)

学校の臨時休業中の子どもの緊急的な受入れ期間の延長について（お知らせ）

日頃から、本市の子育て支援施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、4月20日から5月6日まで市内の小中学校が臨時休業となったことに伴い、学校施設での緊急受入及び放課後児童クラブの特例入会を実施してきたところです。

今般、臨時休業の延長が決まったことから、共働き世帯などへの影響を踏まえ、本市教育委員会と協議し、学校施設での緊急受入及び放課後児童クラブの特例入会について、次のとおり延長して実施することとしましたのでお知らせいたします。

【利用に当たってのお願い】

学校施設及び放課後児童クラブでの受入れに当たっては、感染症拡大防止の観点から、仕事を休むことができず、その他の預け先がないなど、家庭等での保育が難しい場合のみの対応とさせていただきます。なお、発熱や咳等の風邪症状がある場合は御利用できません。※対象：小学校1年生～6年生

1 対象期間

令和2年5月7日（木）から8日（金）まで

2 受入時間及び場所

午前8時00分～ 正午 【学校施設】
正午 ～午後6時30分 【放課後児童クラブ】

3 受入対象

仕事を休むことができず、その他の預け先がないなど、家庭等での保育が難しい世帯の児童
※民間放課後児童クラブや放課後等デイサービスなど、他の事業等を既に利用されている場合は、受入体制の確保のため、そちらを御利用いただくよう、御理解と御協力をお願いいたします。

4 対応方法

(1) 学校施設での緊急受入

各学校施設において、平日午前中のみ緊急受入を実施します。

ア 利用方法 当日は保護者同伴の上、午前8時から午前9時までに、通学する学校に直接お越しいただき、玄関から入って受付を行ってください。

※事前の御連絡等は不要ですが、毎日の受け付けが必要です。

イ 実施内容 学校職員等の見守りのもと、自習や読書などをして過ごします。

ウ 持ち物 自習道具、本など、水筒持参も可

※玩具、おやつなどはお持ちいただけません。

(裏面に続く)

エ 帰宅方法 午前のみ利用の場合、12時（正午）に帰宅となりますので、可能な限り保護者のお迎えをお願いいたします。

※正午以降、（２）の放課後児童クラブを利用する児童は、引き続き放課後児童クラブで過ごしていただきます。

オ その他 御不明な点については、学校ではなく、こども育成課に御連絡ください。
なお、利用中に緊急の連絡がある場合は、各学校に御連絡ください。

※午後の利用が必要ない場合、（２）の放課後児童クラブの入会申込は不要です。

（２）放課後児童クラブの特例入会

放課後児童クラブの利用要件を特例的に緩和し、入会決定します。

ア 利用料 運営負担金：月額4,000円

※就学援助世帯等には減免制度があります。

傷害保険料：年額800円 ※別途振込手数料220円が必要です。

イ 申込方法 利用前日までの入会申込が必要です。

①事前にお問合せの上、こども育成課（旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階）にお越しいただき、入会申込を行ってください。

※印鑑を持参してください。

②入会申込の上、傷害保険への加入、受入先児童クラブへの事前の書類提出等を行っていただきます。

※5月1日（金）から随時申込を受け付けますが、必ず利用する前日までの申込が必要です。

ウ 利用方法 利用方法や持ち物等については、各放課後児童クラブで御説明いたします。

エ その他 午前から午後にかけて利用する場合、昼食にお弁当の持参が必要です。

5 御家庭へのお願い

（１）朝晩の児童の検温と児童の健康観察をお願いいたします。

（２）児童と同様、同居家族に発熱や咳等の風邪症状がある場合についても、利用しないようお願いいたします。

（３）手洗いや咳エチケットなど感染症予防について、御家庭での指導をお願いいたします。また、マスクがある場合の着用についても御協力をお願いいたします。

（４）利用中の児童に風邪症状や体調不良等が見られた場合は御連絡しますので、速やかにお迎えをお願いいたします。

（担当）

こども育成課 こども事業係

TEL：25-9127 FAX：26-5722